

発行人 勝山市長 山内國太郎  
 編集者 市役所 総務課  
 昭和27年8月10日発行  
 No. 97

選挙権があつても、投票できなければ絵に書いたモチのようなものです。この間の参議院議員選挙のときも選挙権はありながら、選挙人名簿にのつていないため投票できなかった人も、少しありました。

# 未登録者は補充名簿の申請を！

## ＝受付は9月29日まで＝

人は、九月二十九日までに入場券がとれない人は、すぐこの申請をして下さい。なお補充名簿の登録申請書は、かならず九月二十九日午後五時までに選挙管理委員会または出張所へ提出して下さい。

選挙人名簿は、選挙権のある人からの登録申請がなければなりません。したがって次のこととあらはてはま

た、この補充選挙人名簿は、選挙権のある人から登録申請がなければなりません。したがって次のこととあらはてはま

た、この補充選挙人名簿は、選挙権のある人から登録申請がなければなりません。したがって次のこととあらはてはま

た、この補充選挙人名簿は、選挙権のある人から登録申請がなければなりません。したがって次のこととあらはてはま

時間外は如何なる理由があつても受けつけられませんので、よくご注意ください。

九月二十九日までに入場券がとれない人は、すぐこの申請をして下さい。なお補充名簿の登録申請書は、かならず九月二十九日午後五時までに選挙管理委員会または出張所へ提出して下さい。

九月二十九日までに入場券がとれない人は、すぐこの申請をして下さい。なお補充名簿の登録申請書は、かならず九月二十九日午後五時までに選挙管理委員会または出張所へ提出して下さい。

九月二十九日までに入場券がとれない人は、すぐこの申請をして下さい。なお補充名簿の登録申請書は、かならず九月二十九日午後五時までに選挙管理委員会または出張所へ提出して下さい。

九月二十九日までに入場券がとれない人は、すぐこの申請をして下さい。なお補充名簿の登録申請書は、かならず九月二十九日午後五時までに選挙管理委員会または出張所へ提出して下さい。

# こんな人は不在者投票を

投票日に市外ではたらいっているため、あるいは入院などにより投票所で投票できない見込みの人は九月二十七日から十月六日まで、毎日午前八時三十分から午後五時までの間、不在者投票管理者のも

勝山市長選挙は、きたる十月七日におこなわれることになりました。告示は九月二十七日です。市長選挙は、とんどで三度目で、身近かで、勝山市長選挙は十月七日。しかも四年に一度の大事な選挙です。わたくしたちの勝山市を、よりいっそう発展させ、ひいては、わたくしたちのくらしをよくするた

勝山市長選挙は、きたる十月七日におこなわれることになりました。告示は九月二十七日です。市長選挙は、とんどで三度目で、身近かで、勝山市長選挙は十月七日。しかも四年に一度の大事な選挙です。わたくしたちの勝山市を、よりいっそう発展させ、ひいては、わたくしたちのくらしをよくするた



投票日に市外ではたらいっているため、あるいは入院などにより投票所で投票できない見込みの人は九月二十七日から十月六日まで、毎日午前八時三十分から午後五時までの間、不在者投票管理者のも

投票日に市外ではたらいっているため、あるいは入院などにより投票所で投票できない見込みの人は九月二十七日から十月六日まで、毎日午前八時三十分から午後五時までの間、不在者投票管理者のも

とで不在者投票ができます。不在者投票ができる理由と、その手続のあらましは次のとおりです。

(1)投票日に市外で職務または業務に従事するため、投票所で投票できないみこみの人は、勤め先の官公署、会社などの長または代理人の証明書をつけて直接、または郵便で不在者投票を市選挙管理委員会へ請求して下さい。請求書用紙は委員会にそなえてありますからご利用ください。

五時までの間ならできます。(2)投票日にやむを得ない用務または事故のため市外に旅行または滞在中であるため、投票所で投票できない見込みの選挙人は旅行中または滞在中の市町村長、また場合によってはお医者さんの証明書をつけて直接、あるいは

五時までの間ならできます。(2)投票日にやむを得ない用務または事故のため市外に旅行または滞在中であるため、投票所で投票できない見込みの選挙人は旅行中または滞在中の市町村長、また場合によってはお医者さんの証明書をつけて直接、あるいは

入れた茶色の封筒と、市選挙の委員長の証明書を入れた白い封筒を大きな封筒に入れて、請求した本人に郵送します。

受取つたら、そのまゝもよりの市町村役場の選挙へいって投票して下さい。日曜、祭日でも午前八時三十分から午後



要領は封筒にやめましよう。政治は国民全部のものだから、選挙権のある人は、かならず投票しましょう。

は郵便で請求して下さい。  
 そのほかは(1)のイロと同じ。  
 (3)病気が、妊娠、不具、産褥の何れか一つのために投票所まで歩いていけない選挙人は、お医者さん、産婆さんの証明書と投票所入場券とハンをもつて市の選管で不在者投票をして下さい。

なお、勝山病院、赤十字病院など大きな病院で不在者投票のできる病院に入院中の選挙人は係の人に申出れば代理請求手続をとつてくれます。そしてその病院で不在者投票ができます。  
 しかし、その他の病院及び自宅療養の場合はそこで投票はできません。これは昭和二十七年、法律の改正で、できなくなりましたから、念のため申しそえておきます。

それから、日が切迫していて証明書をとる余裕がないときは選挙人自ら証明する方法も例外的に認められています。  
 このほか、不在者投票についてわからない点がありましたら、お気軽に市選管(81-11-12)へおたずねください。

**投票所閉鎖時間を**

**一時間繰り上げ**

勝山第四など六ヶ所  
 こんどの市長選挙にあたり、次

の投票所に限り、投票所をしまう時間を一時間くりあげることになりました。したがって投票時間は午前七時から午後五時までです。  
 ◇北谷第三投票所(小原分校)  
 北谷町小原の有権者  
 ◇北谷第五投票所(中野候分校)  
 北谷町中野候の有権者  
 ◇北谷第六投票所(杉山分校)  
 北谷町杉山の有権者  
 ◇野向第二投票所(横倉小学校)  
 野向町横倉と北野津又十号六番地、十号の一番地の有権者  
 ◇北郷第三投票所(岩屋分校)  
 北郷町岩屋の有権者  
 ◇勝山第四投票所(一本松分校)  
 上芳野と芳野原の有権者

**入所生募集!!**

**県総合職業訓練所**

県総合職業訓練所では、つぎのとおり入所生を募っています。  
 ◇希望の人は、勝山職業安定所または市民生課へ早くお申し込みください。

- ◇募集職種 木工、電気、塗装工
- ◇修業年限 一年
- ◇募集人員 二十人
- ◇応募資格 原則として二十五才以上で義務教育以上の学力を有する者。ただし二十五才未満であつても入所できる場合もあります。

◇しめ切り 九月末日  
 ◇入所時期 十月初旬  
 ◇特典 失業保険受給者は、訓練期間中、保険金の支給が延長され、また入所中の費用は年二千五百円程度、寄宿舎の設備(月三千六百円)もあります。  
 ◇訓練所のあるところ  
 武生市行松町

**勝山駅の改築など、京福へサービス改善を要望**

さる七月二十七日、山内市長をはじめ、田中副議長、笠羽、山岸両県議、山岸商工会議所会頭、山岸区長連合会長、その他関係地区区長ら一行は、京福福井支社をたづね、勝山駅の改築など七項目にわたる要望書を提出、すみやかに善処するよう陳情しました。

これに対し、大上支社長は「できる限り要望にそいたい」と述べ、具体的な結論は出しませんでした。

- 陳情のあらましは(1)勝山橋のかげかえといつしよに勝山駅を建てかえること (2)電車の待ち時間をもつと短かくし、一時間おきに福井行きを急行を出すこと (3)古い車輻はとりかえること (4)冬は待合室にストーブを設けること (5)

バス料金の値下げ (6)本町のバスの待合所をもつと広くすること (7)バスの運転時間を守ることなど十数項目。  
 この要望に対し市民のみならず、もつとこの運動を強力におしすすめてほしいという声も相当

**優秀な乳牛三十頭放牧**

**平泉寺農協の上野牧場**

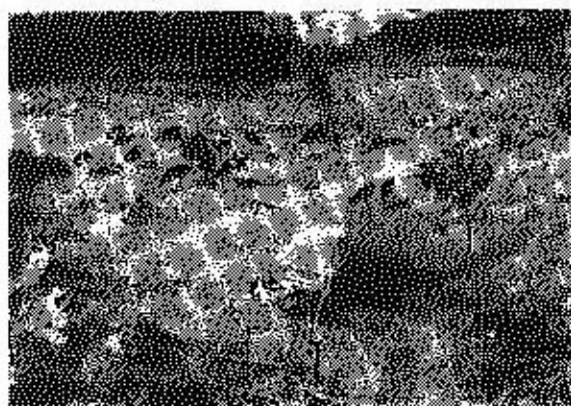
平泉寺農協では、このほど同町の上野放牧場に県内各地からあつめてきた優秀な乳牛三十頭を放牧し、関係者から注目されています。

これは、平泉寺農協が、去年六月上野の雑木林十ヘクタールを借りひらいて、ブルで開かんし、牧草のタネをまき、放牧場をつくつていたものです。

オチャードグラス、ラジノクロパー、レッドクローパーなどの牧草が茂つた牧野にはなされた生後五ヶ月から十ヶ月の乳牛は、食欲の秋をむかえて、おいしそうに食べまわっています。

来年の秋ごろには、一人前の乳牛として高値で売れていくことでしょう。

なお、市内ではこのほか和牛を北谷町の谷に十七頭、若猪野に十二頭放牧し、それぞれりつばな成果をあげています。  
 まがり角にきた農業を合理化す



るための事業として、このような新しい村づくりに対し、市農務課では全面的に協力したいと思います。 (写真は放牧場)

**市農税三期分 飼養保険税三期分**

納期は十月二十五日までです。どうぞお忘れなく。



# 市の財政状況

## 36年度

### 一般会計

昨年九月末における財政公表後、四回追加更正をおこない、最終予算総額は三億七千六百二十万六千二百円となりました。これに対し収入総額は三億七千六百四十四万三千七百七十七円、支出総額は三億六千九百九十九万六千五百九十六円で、差引二百四十四万六千五百八十一

### 合併のときの赤字を全部返済

#### 一億二千五百万円投資

円は三十七年度にくり越ししました。尚支出総額中には消防庁舎建設費

三千万円に上る事業を行ったのであり、この額の支出総額中に占める割合は三六・五%となつております。その内訳は次の通りです。(単位万円)

の予算繰越による翌年度繰越額千二百万円が含まれています。



- 一、消防施設整備 三四二
- 二、都市計画及下水 九九三
- 三、道路橋梁河川新設改良
  - 一、五五二
  - 二、一四五
  - 三、一九五
- 四、教育施設整備 三、一九五
- 五、社会及衛生施設整備 一、三三三
- 六、産業振興対策
  - (含用水、林道等) 二、二五一
  - 七、失業対策 四〇二

### 特別会計

本市の特別会計は十会計あり、各会計の三十六年度最終予算額と収支済額は第二表の通りです。

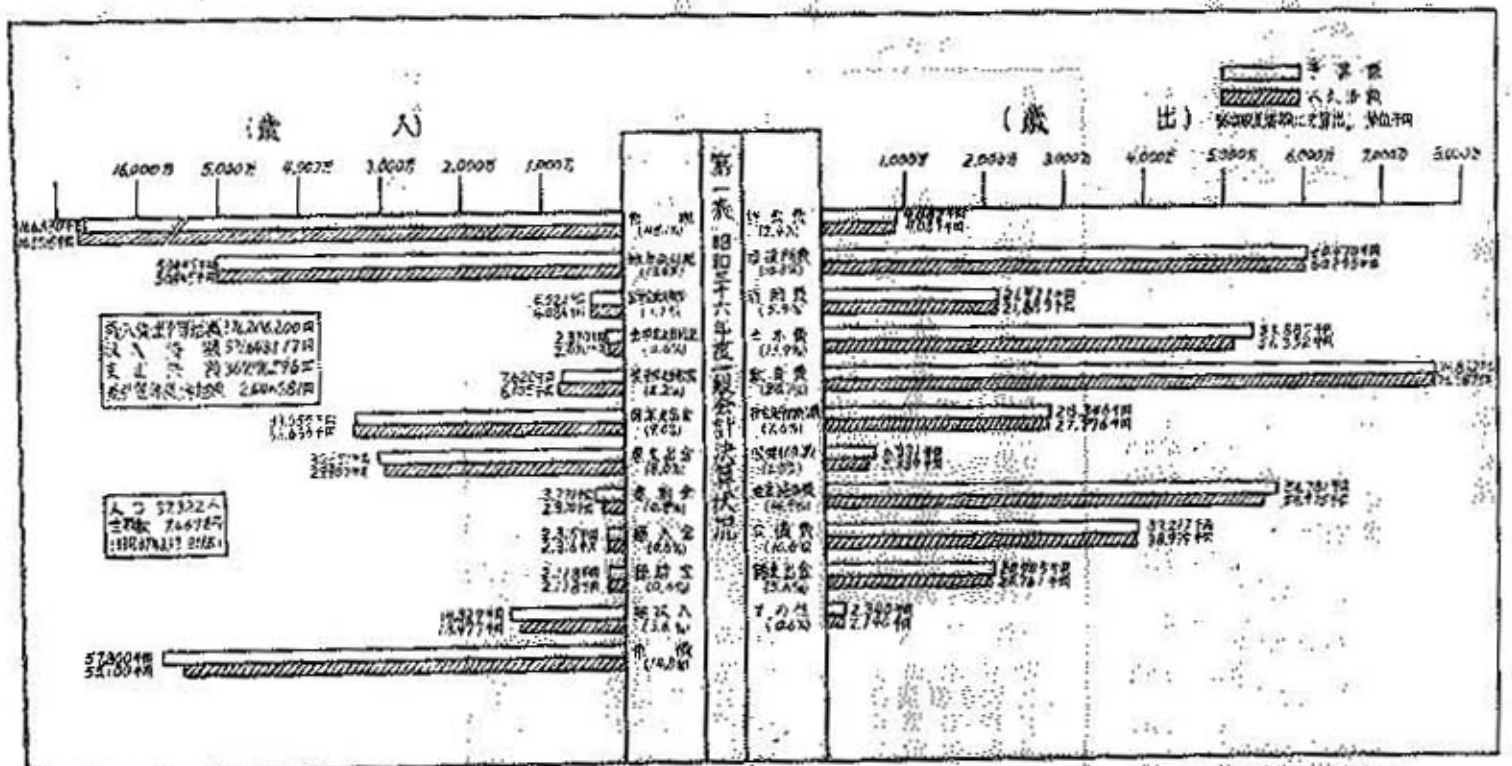
基本財産造成事業会計は将来の財源をつくるためのもので、三十六年度では四十六ヘクタールの造林をおこないました。

奨学資金会計は三十六年度末現在、大学生十一名、高校生二名に対し資金を貸付けています。三十六年度末における本費金の貸付総額は百六十万二千円です。

公益質屋会計は前同発表しました通り三十六年度を以て廃止しましたが附設以来の貸付は三、五五六件、金額累計は千九十三万九千六百九十円でした。この内三十六年度は四四件、十万六千三百円となつております。なお公益質屋の廃止により残金百二十八万円は一般会計に繰入れましたが、収支決算残額は三十七年度一般会計に繰入れられました。

簡易水道会計は片瀬、大袋、柳神谷、大矢谷の各簡易水道の維持管理を行なう外、将来のために積立てをしていますが、三十六年度末の積立金総額は十四万六千九百十九円になつております。

八、災害復旧事業 四、六八七  
合計 一億三千五百五十五万円



上水道建設及給水会計は三十六年度では送水管三百二十五米、配水管五千二百二十六米を布設し、給水事業を行ないましたが、当初三十六年度を以て建設事業を完了する予定の処、配水池、送配水管布設等の事業を三十七年度に繰延べましたので三十七年度で全事業を完了することになります。水道会計については当初の認可申請書にも一般会計からの繰入を予定していたのが財政再建中だったために、できなかったため水道経営の長期計画を充分研究し、一般会計より必要額を繰出し将来水道会計の収益より返済を受けるように考えています。

国民健康保険会計は保険事業とその直営である鹿谷、北谷の各診療所会計が一体になって運営されています。同会計においても過去の赤字解消のため三十四年度から再建計画をたて、実行して来ましたが、その後の医療費の増加等にもかかわらず、むしろの施策等とも相まって三十六年度をもつて完全に赤字を解消し着実な成長を続けています。

公共用地造成会計は三十六年六月より新設され、この会計では市売公社敷地のうち、南側の一部約一、三、八六坪と、勝山総合病院の移転新築用地約四、七〇〇坪を夫々取得造成しようとするものであります。

### 財産と公債

三十六年度末の市有財産及び市債の状況は第三表の通りです。

市債総額は二億九千六百八十二万七千円で、前年度末より一般会計債で二千九百五十五万七千円、特別会計債で千七百三十一万六千円、合計四千六百八十七万三千円の増加となっています。内訳は上水道、造林等の企業債関係で千七百三十一万六千円、兄弟会社女子寮建設のための転貸債で一千万円、災害復旧事業債で一千九百六十二万円、普通事業債では財政再建の完了による再建債の減一千四百四十万四千円があります。勝中、北中建設、消防庁舎建設等の増加があり八百五十九万五千円の増加となっています。一般会計公債償還費は三十六年度三千七百六十八万六千円ですが、財政再建の完了で再建債分が減となり三十七年度は二千七百五十六万七千円となります。三十六年度末現債額の今後五年間の平均償還見込額は二千九百七十八万円で、この内その償還について市の財政措置があるものを除くとその額は二千二百万円程度一般財源に対する割合は二・六%です。一時借入金は年度末で全部返済してあります。

これで三十一年度より六年間にわたる財政再建も計画通り完了し三十七年度からは健全財政を基礎として、さらに積極的に各事業を行ない市の発展をはかつて行きます。

第二表 特別会計予算及び収支の状況 単位千円

区 分	歳入歳出 予 算	収入済額	支出済額	繰上 又は 繰下 支用 (△)
基 本 財 政	13,106	13,622	12,993	629
興 学 資 金	330	330	330	0
公 益 質 保 事 業 費	1,652	1,713	1,644	69
簡 易 水 道 事 業 費	122	79	79	0
上 水 道 業 設 費	21,650	13,000	21,411	△ 8,411
上 水 道 業 給 水 費	18,039	8,222	15,944	△ 7,722
民 衆 健 康 保 険 費	41,429	39,104	38,889	215
鹿 谷 高 直 営 定 院 診 療 所	3,325	3,837	3,106	731
北 谷 高 直 営 定 院 診 療 所	1,848	1,732	1,732	0
公 共 用 地 造 成 費	13,601	—	13,589	△ 13,589

(1) 財 産

(A) 不動産の部

建物面積 18,387坪  
60,788㎡

敷地面積 33,969坪  
112,302㎡

宅地面積 20,812坪  
68,143㎡

山林面積(含保安林)  
1832町9反6畝28歩  
1,817.94ha

その他の土地の面積  
19町9反5畝15歩  
19.79ha

(B) 有価証券

砂防会館建設出資証券  
500,000円

電信電話債券 180,000円

(C) 積立金

国民健康保険積立金  
215,222円

奨学資金積立金  
1,100,000円

巡回文庫積立金  
500,000円

簡易水道積立金  
146,919円

(D) 造林見込価格

造林面積 1,837.90ha

造林価格 182,082,000円

(2) 公 債

1. 公債費途別現在高 (単位千円)

費 途 別	36年度末 現在高	35年度末 現在高	増減(△)
1. 一般会計債	230,915	201,358	29,557
① 普通事業債	134,385	125,790	8,595
② 普通土木債	7,189	4,461	2,728
③ 農林土木債	8,764	9,953	△ 1,189
④ 都市計画債	8,090	6,820	1,270
⑤ 教育建設債	47,432	37,807	9,625
⑥ 住宅衛生債	2,744	3,170	△ 426
⑦ 保健衛生債	119	154	△ 128
⑧ 消防債	17,208	5,263	11,945
⑨ 市庁舎建設債	42,839	43,758	△ 919
⑩ 成人教育補償債	—	14,404	△ 14,404
⑪ 災害復旧事業債	56,530	45,568	10,962
⑫ 災害上木育債	10,530	5,820	4,710
⑬ 災害上教養債	25,323	28,239	△ 2,916
⑭ 災害上農林債	7,114	5,023	2,091
⑮ 災害上特例債	13,162	6,000	7,162
⑯ 税場庁舎復旧債	401	486	△ 85
⑰ 転貸債	40,000	30,000	10,000
2. 簡易水道債	1,130	1,155	△ 25
3. 上水道事業債	50,000	37,000	13,000
4. 造林事業債	13,600	8,800	4,800
5. 国保会計	1,182	1,641	△ 459
計	296,827	249,954	46,873

2. 公債借入先別現在高 (単位千円)

資金運用部	221,317
簡易保険局	35,037
福井銀行	180
農林漁業金融公庫	13,600
公営企業金融公庫	6,000
厚生省	621
全国市有物件災害共済会	4,072
損害保険会社	10,000
全国自治協会	3,000
福井県	3,000
計	296,827

3. 公債利率別現在高

4分5厘	13,600千円
6分3厘	151,796
6分5厘	115,251
7分2厘	10,000
7分4厘	3,000
7分6厘	3,000
8分4厘	180
計	296,827

(3) 一時借入金 なし

とじてお読みください

第三表 財産及び公債現在高

勝山市 財政課 庶務係 山田 啓一 編

昭和三十一年八月二十日発行